## 改正後

福祉・介護職員処遇改善特別加算については、2の(1)の<u>②</u>の規定を準用する。

## (6) 就労定着支援サービス費

## ① 就労定着支援の対象者について

就労定着支援については、報酬告示第14の2の1の注1に規定する生活介護等を受けて通常の事業所(就労継続支援A型事業所は除く。)に新たに雇用され、就労を継続している期間が6月に達した障害者が対象となる。この場合、例えば、平成30年4月1日に就職した者は、平成30年9月31日に6月に達した者となることから、平成30年10月1日から就労定着支援を利用できるようにすることが必要となる。

なお、就労定着支援の指定を新たに受けた事業所においては、 一体的に運営する指定生活介護、指定自立訓練、指定就労移行支援又は指定就労継続支援(以下「指定就労移行支援等」という。) を受けた後に就労し、就労を継続している期間が6月以上42月未 満の障害者が利用対象者となるが、その場合の就労定着支援の利 用期間は42月から就労を継続している期間を除いた期間とする。

# ② 就労定着支援サービス費について

# (一) 就労定着支援サービス費の区分について

就労定着支援サービス費については、生活介護等を受けて通常の事業所に新たに雇用され、就労を継続している期間が6月に達した障害者に対して、月1回以上の対面による支援を行った場合に、当該指定就労定着支援事業所における利用者数及び

#### 現 行

福祉・介護職員処遇改善特別加算については、2の(1)の<u>®</u>の規定を準用する。

(新設)

改 正 後 現 行

就労定着率に応じ、算定することとし、就労定着率の具体的な 計算方法は以下による。

- <u>ア</u> <u>当該前年度末日から起算して過去3年間に就労定着支援を</u> 利用した総数を算出する。
- イ アの過去3年間に就労定着支援を利用した総数のうち当該 前年度末日において就労が継続している者の総数を算出す る。この場合、以下は就労が継続している者として取り扱う。
  - ・ <u>就労定着支援の利用が終了しているが、就労が継続して</u> いる者
  - ・ 就労定着支援の利用中に、離職した後1月以内に他の通常の事業所に雇用された場合であって、就労が継続している者(就労定着支援の利用中1回限りの転職について認める。)
- <u>ウ</u> <u>イ÷アにより就労定着率を算出することとなるが、以下の</u> 場合はア及びイの対象から除外することとする。
  - ・ 障害者を雇用する事業所で障害者に対する虐待があり、 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関す る法律(平成23年法律第79号)第26条に基づく措置が講 じられた場合であって、本人が離職を希望する場合
  - ・ 雇用された事業所が倒産した場合
  - 利用者が死亡した場合

なお、新たに指定を受ける場合の就労定着率については、指 定を受ける就労定着支援と一体的に運営する指定就労移行支援 等を受けた後、指定を受ける前月末日から起算して過去3年間に 改 正 後

行

現

一般就労した者の総数のうち指定を受ける前月末日において就 労が継続している者の数の割合とし、具体的な計算方法は以下に よる。

- <u>工</u> 指定を受ける前月末日から起算して過去3年間に指定就労 移行支援等を受けた後、一般就労した者の総数を算出する。
- <u>オ</u> <u>エのうち指定を受ける前月末日において就労が継続している者の総数を算出する。この場合、②の一のイの規定を準用</u> して算出する。
- <u>カ</u> <u>エ・オにより新たに指定を受ける場合の就労定着率を算出する。この場合、②の(-)のウの規定を準用して算出する。</u>
- (二) 就労定着支援サービス費の報酬算定について
  - ア 就労定着支援の提供に当たっては、指定障害福祉サービス 基準第 206 条の8第2項の規定による利用者との対面による 支援を1月に1回以上行わなかった場合は、就労定着支援サ ービス費に係る所定単位数を算定することができない。
- イ 就労定着支援サービス費は、就労定着支援事業所又は当該 就労定着支援事業所を運営する同一の法人内の他の事業所 (指定就労定着支援事業所以外の就労移行支援等事業所を含 む。)に配置されている訪問型職場適応援助者養成研修修了 者が、就労定着支援の利用者に対して支援を実施し、雇用安 定助成金(障害者職場適応援助コースのことをいう。)の申 請を行う場合は、当該申請に係る援助を行った利用者に対す る当該月の就労定着支援サービス費は算定することができな

改正後

現 行

ウ 就労定着支援は、障害者が新たに雇用された通常の事業所での就労の継続を図るため、企業、障害福祉サービス事業者、医療機関等との連絡調整、雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導及び助言等の支援を行うものであり、自立生活援助の支援内容を包含するため、自立生活援助との併給はできない。

また、就労定着支援を利用する障害者は、一般企業に6月 以上就労が継続している障害者であるため、自立訓練(生活 訓練)との併給はできない。

③ 特別地域加算の取扱いについて

報酬告示第14の2の1の注4については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービス等に要する費用の額の算定に関する基準等に基づき厚生労働大臣が定める地域(平成21厚生労働省告示第176号)に居住している利用者の居宅又は当該地域に利用者が雇用された通常の事業所において、利用者との対面により就労定着支援を行った場合に、加算する。

なお、特別地域加算を算定する利用者に対して、指定障害福祉 サービス基準第 206 条の 10 に規定する通常の事業の実施地域を越 えてサービス提供した場合、指定障害福祉サービス基準第 206 条 の 12 において準用する指定障害福祉サービス基準第 21 条第 3 項 に規定する交通費の支払いを受けることはできないこととする。

④ 企業連携等調整特別加算の取扱い 報酬告示第14の2の2の企業連携等調整特別加算については、 職場への定着支援について、支援開始1年間は障害者本人に対する支援回数も頻回になる傾向があるとともに、雇用された企業、 医療機関等との関係機関との関係性を構築するなど、時間や労力を要することから、就労定着支援の利用を開始した日から起算して1年間に限り加算する。

例えば、平成30年4月から指定を受けて就労定着支援を開始する場合には、就労定着支援の利用者は支援開始1年目となるので当該加算の算定が可能となる。

⑤ 初期加算の取扱いについて

報酬告示第14の2の3の初期加算については、生活介護、自立 訓練、就労移行支援又は就労継続支援(以下「生活介護等」とい う。)と一体的に運営される就労定着支援事業所において、一体 的に運営される生活介護等以外を利用して通常の事業所に雇用さ れた障害者に対して、就労定着支援を行う場合には、アセスメン ト等に時間や労力を要することから、1回に限り加算する。

なお、同一法人内の他の就労定着支援事業所を利用する際は、 アセスメント等の情報共有や連携が可能と考えられることから、 初期加算を算定することはできない。

- ⑥ 就労定着実績体制加算の取扱いについて
  - (-) 報酬告示第 14 の 2 の 4 の就労定着実績体制加算については、 前年度末日から起算して過去 6 年間に就労定着支援の利用を終 了した者のうち、前年度において障害者が雇用された通常の事 業所に 42 月以上 78 月未満の期間継続して就労している者又は 就労していた者の割合が前年度において 100 分の 70 以上の場合

改 正 後	現 行
に、就労定着支援の利用者全員に対して加算する。	
(二) 注中「指定就労定着支援の利用を終了した者」とは、3年間	
の支援期間未満で利用を終了した者も含むものとする。	
(E) 就労定着実績体制加算については、指定を受けた日から1年	
間は算定できないが、例えば、平成30年4月から就労定着支援	
を実施する場合であって、平成30年度中に利用を終了した者が	
<u>いた場合、翌年度において、当該者が「前年度において障害者</u>	
が雇用された通常の事業所に 42 月以上 78 月未満の期間継続し	
て就労している者又は就労していた者」に該当し、そのような	
者の割合が 100 分の 70 以上の場合は、平成 31 年度から就労定	
着実績体制加算を算定できる。	
⑦ 職場適応援助者養成研修修了者配置体制加算の取扱いについて	
報酬告示第 14 の2の5の職場適応援助者養成研修修了者配置	
体制加算については、3の(3)の②のイに掲げる職場適応援助者	
養成研修の修了者を就労定着支援員として配置した場合に、就労	
定着支援の利用者全員に対して加算する。	
⑧ 利用者負担上限額管理加算の取扱いについて	
報酬告示第14の2の6の利用者負担上限額管理加算については、	
<u>2の(1)の</u> 卵の規定を準用する。	
(7) 自立生活援助サービス費	(新設)
① 自立生活援助サービス費について	
<u>(一)</u> 自立生活援助サービス費の対象者について	
ア 自立生活援助サービス費(I)については、障害者支援施設、	